

○総社市ごみ集積所設置等に係る取扱要領

令和2年8月14日

(趣旨)

第1条 市民の良好な生活環境を保持するとともに、市民生活から排出される家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、総社市内の一般廃棄物集積所(以下「ごみ集積所」という。)の新規設置、移設、改築等(以下、「設置等」という。)について、総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 市が行う家庭ごみの収集及び処理に委ねる目的で、ごみ集積所の設置等を行おうとする者(以下、「申請者」という。)は、市長に事前協議を行うものとする。

2 ごみ集積所を公共用地に設置等する場合には、当該公共用地の管理者との事前協議も別途行うものとする。

(現地調査)

第3条 市長は、事前協議に基づき必要に応じて申請者に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(申請)

第4条 申請者は、第2条の事前協議が整った場合で、ごみ集積所の設置等を行おうとするときは、ごみ集積所設置等申請書(様式第1号)に添付書類を添えて市長に設置等を申請するものとする。

2 ごみ集積所の新規設置の申請は、申請者において近隣の既存のごみ集積所に排出することを依頼し、排出することができない場合に限り行うものとする。

(申請者)

第5条 ごみ集積所の設置等に係る申請者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該ごみ集積所管理組合の長若しくは町内会長又はそれらと同等の立場にある者
- (2) 共同住宅の設置者
- (3) 住宅団地の開発者

(利用世帯数)

第6条 市が行う家庭ごみの収集及び処理の対象は、ごみ集積所1箇所当たりの利用世帯数10世帯以上を基本とする。

(設置等の場所)

第7条 ごみ集積所の設置等をする場所は、収集作業及び利用者の利便上、危険でない場所であって次の条件を満たさなければならない。

(1) 収集車が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅又は転回場所があること。

(2) 他の車の通行の支障にならない場所に設置すること。

(関係者の同意)

第8条 申請者は、ごみ集積所の設置等について、関係用地等の地権者又は管理者の同意及び関係地域住民の同意並びにごみ収集関係機関その他関係者の同意を得るものとする。

(紛争等)

第9条 申請者は、ごみ集積所の設置等に当たっては、付近住民の生活環境に配慮しなければならない。

2 ごみ集積所の設置等を行ったことにより、付近住民との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

(構造等)

第10条 ごみ集積所の設置等を行う場合、その構造等は次のとおりとする。

(1) 出入口は原則としてスライド式の扉とし、間口幅は1メートル以上とすること。

(2) 出入口及び内部の高さは、1.8メートル以上とすること。

(3) 奥行きは、1メートル以上とすること。

(4) 出入口は、効率的に収集ができる箇所に設置すること。

(5) 屋根及び囲いを設けること。

(6) 給水及び排水設備を可能な限り設置すること。

2 前項に規定する構造等について、設置等を行うに当たり、土地条件等によりこれを確保することができない場合において、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(設置等承諾及び完了届)

第11条 市長は、第4条の申請書を審査した後、ごみ集積所の設置等について適当と認めるときは、ごみ集積所設置等承諾書(様式第2号)を交付するものとする。

2 申請者は、設置等を完了したときは、ごみ集積所設置等完了届(様式第3号)に添付書類を添えて市長に提出するものとする。

3 申請者は、申請者と設置後における利用者が異なるときは、管理における利用者の代表者を選任し、ごみ集積所利用代表者報告書(様式第4号)により、市長に報告しなけ

ればならない。

(提出書類の省略)

第12条 市長は、申請者が当該設置等に係る申請又は完了届と同時に、総社市ごみ集積所整備費補助金に係る申請又は実績報告書を提出するときは、第4条及び前条第2項の添付書類の提出を省略させることができる。

(収集開始)

第13条 申請者は、第11条第2項の完了届提出後、収集を開始する必要があるときは、市長にごみ収集の開始を依頼するものとする。

2 申請者は、市長に収集開始の依頼をした後、利用者への周知を行うものとする。

(管理等)

第14条 ごみ集積所は利用者が管理するものとし、利用にあたっては市で定めるごみの出し方のルールを守るとともに、集積所の清潔の保持に努めなければならない。

2 ごみ集積所の見えやすい位置に、市が支給するごみの正しい出し方看板を設置し、資源ごみ用のコンテナボックス及び分別用表示を備えるものとする。

3 利用者において適切に管理がされない場合には、申請者が責任を持って対処しなければならない。

4 共同住宅にあつては、原則として所有者又は実質的にこれらを管理する者がごみ集積所を管理するものとし、利用者に対し、ごみの出し方等のルールを遵守するよう指導しなければならない。

5 申請者は、設置後において当該ごみ集積所に係る権限を利用者又は第三者に譲ったときは、市長に報告をしなければならない。

6 申請者又は当該ごみ集積所に係る権限を有する者は、付近に住宅が増加した場合等において当該ごみ集積所への排出を依頼されたときは、収容能力が許す限り利用させるものとする。その場合における、負担金、管理等については当事者で協議して決めるものとする。ただし、ごみ集積所に係る負担金、管理等に信仰、宗教的なものを含めてはならない。

(廃止及び中止)

第15条 ごみ集積所の廃止又は利用の中止をしようとするときは、市長にごみ集積所廃止(中止)届(様式第5号)を提出するものとする。